

Weekly Report

第423号
平成29年9月4日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来年度の税制改正に向けた主な要望

30年度税制改正に向けた各府省庁からの要望には、主に以下のような事項があります。

◎所得拡大促進税制の拡充…… * 賃上げに加え、人材投資に取り組む企業を支援するため、教育訓練費を増加させた場合に税額控除を拡充する。 * 中小企業に対しては、生産性が低い業種に分類される場合なども税額控除を拡充するほか、要件を緩和する。

◎中小企業の事業継続に係る税制措置の拡充等…… * 売却やM&Aで親族以外に事業譲渡する場合、株式等の譲渡益や資産の移転等に係る税負担の軽減措置（中小企業等の再編・統合等に係る税負担の軽減措置）を創設する。 * 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税度）について、各種要件を抜本的に拡充する。

◎外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充…… 免税販売の下限金額の判定について、「一般物品」と「消耗品」の合算を認める。

◎受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置…… 飲食店等で喫煙専用室を設置した場合における税

制上の所要の措置を講じる。

◎NISAの利便性向上・充実…… * NISAの口座開設申込時に、即日で買付けを可能とする。 * 時限措置であるNISAを恒久措置とする。

◎子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設…… 認可外保育施設等を利用する場合に要する費用の一部について、税額控除の対象とする。

◎その他…… * 先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設。 * 金融所得課税の一本化。 * 公募投資信託等の内外二重課税の調整。 * 医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設など。

来月から施行される改正育児・介護休業法

育児・介護休業法は今年1月の改正に続き、10月にも改正が実施されます。

来月の改正により育児休業は、子が最長2歳に達するまで取得が可能になります。

育児休業ができるのは原則、子が出生した日から1歳に達する時点で保育園等に入れないなどの場合には、1歳6ヵ月に達する日まで期間の延長が可能となっており、改正による2歳までの休業は1歳6ヵ月到達時点で更に休業が必要な場合に限り申出ができます。

この他、労働者やその配偶者の妊娠・出産等を知った場合に育児休業等に関する制度を知らせることなどが事業主の努力義務となります。

★★★9月のチェックポイント★★★

※厚生年金保険料率が9月分（10月末納付）から18.3%に引上げられます。また、7月に提出した算定基礎届に基づく、健保・厚年の新標準報酬月額も9月分から適用されますので、各人に通知すると共に賃金台帳に転記します。

※9月は、10月から始まる「全国労働衛生週間」の準備月間。今年のスローガンは「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」です。

※9月21日～30日まで「秋の全国交通安全運動」です。改めて交通安全を心掛けます。